



港湾工事に伴い発生する水底土砂の判定基準の強化について（通知）

技術基準の種類: 例規
通知日: 平成6年8月22日

受 港 号 外
平成6年8月22日

倉吉土木事務所長
米子土木事務所長
鳥取港湾事務所長

殿

港 湾 課 長

港湾工事に伴い発生する水底土砂の判定基準の強化について（通知）

このことについて、運輸省第三港湾建設局海域整備課長から別添写しのとおり通知がありましたので、遺漏のないようにして適切に処理してください。

事 務 連 絡
平成6年8月9日

各港湾管理者 港湾課長 殿
各工事事務所 所 長 殿

第三港湾建設局
海域整備課長

港湾工事に伴い発生する水底土砂の判定基準の強化について

「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施工令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」の水底土砂の判定基準が別紙のとおり改正されようとしております。

環境庁は、9月2日に閣議（政令改正）、その直後に公布、11月1日施行（施行日までに府令改正）を予定している模様（さらに遅れる可能性あり）です。施行された場合には、改正された基準の適用になりますが、調査期間中に事業がストップしないよう、公布されたら即座に調査発注し、施行日までには、結果を出せるよう準備をする必要があると思慮されます。

つきましては、貴職におかれましても調査の準備、実施方よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

なお、三島川之江港については、指定水域（環境庁長官が指定）でありますので、強熱減量（20%以下）も実施する必要があります。

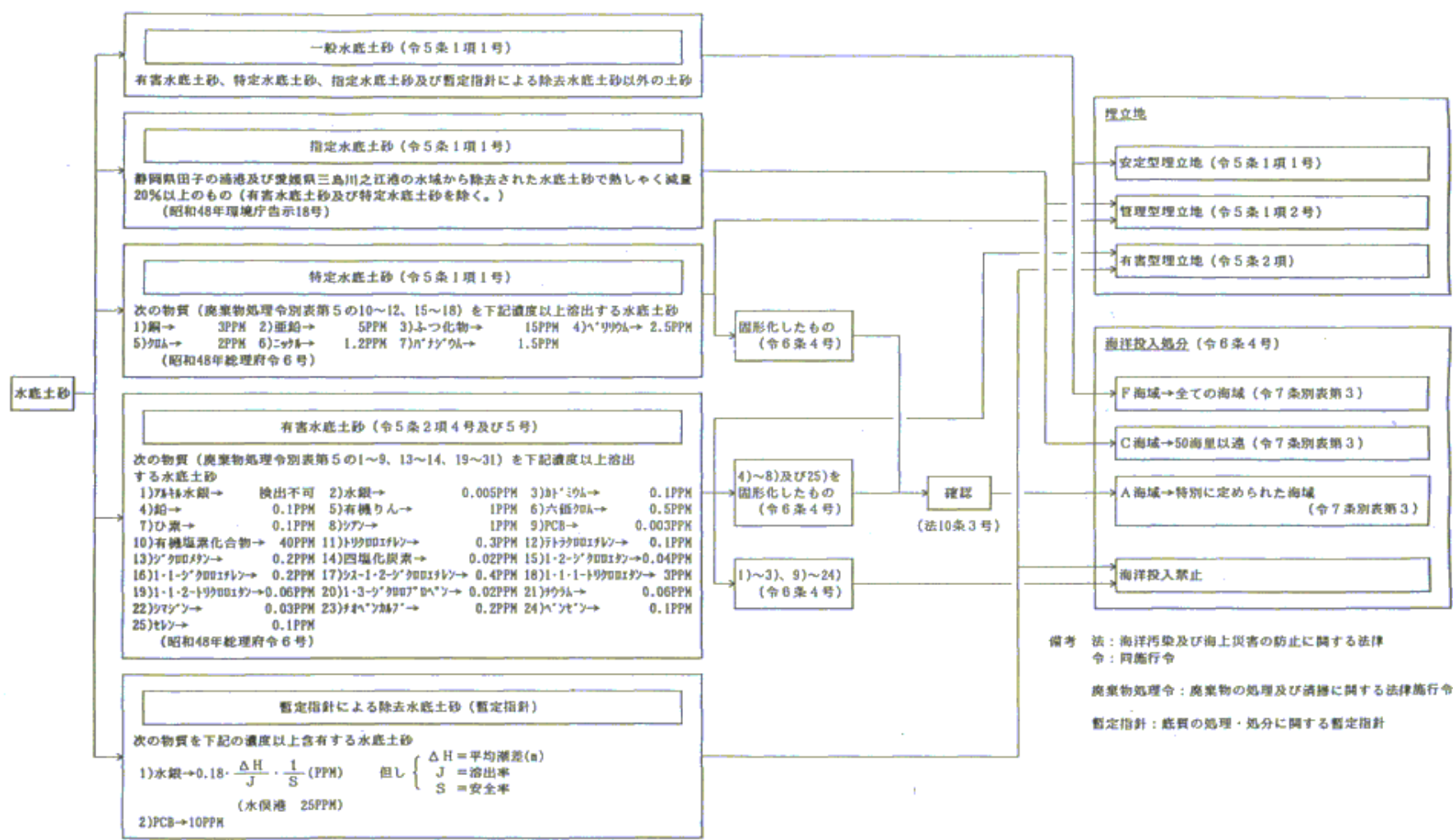
別紙
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物にかかわる判定基準を定める総理府令別表第1（追加・強化される項目、及び本年2月に改正された項目）

有害物質等の種類	許 容 限 度		備 考
	新 基 準	旧 基 準	
1. 鉛又はその化合物	検液1㍖につき0.1mg //	検液1㍖につき0.1mg //	今回改正予定
2. ひ素又はその化合物	" 0.1mg //	" 0.5mg //	"
3. 有機塩素化合物	試料1kgにつき40mg //	(新規)	"
4. トリクロロエチレン	検液1㍖につき0.3mg //	検液1㍖につき0.3mg //	今回水底土砂に適用
5. テトラクロロエチレン	" 0.1mg //	" 0.1mg //	"
6. ベリリウム又はその化合物	" 2.5mg //	" 2.5mg //	H6.2.18改正
7. クロム又はその化合物	" 2mg //	" 0.5mg //	"
8. ニッケル又はその化合物	" 1.2mg //	" 2mg //	"
9. パナジウム又はその化合物	" 1.5mg //	" 1.2mg //	"
10. ジックロロメタン	" 0.2mg //	" 1.5mg //	今回改正予定
11. 四塩化炭素	" 0.02mg //	(新規)	"
12. 1・2-ジクロロエタン	" 0.04mg //	"	"
13. 1・1-ジクロロエチレン	" 0.2mg //	"	"
14. シス-1・2-ジクロロエチレン	" 0.4mg //	"	"
15. 1・1・1-トリクロロエタン	" 3mg //	"	"
16. 1・1・2-トリクロロエタン	" 0.06mg //	"	"
17. 1・3-ジクロロプロペン	" 0.06mg //	"	"
18. チウラム	" 0.06mg //	"	"
19. シマジン	" 0.06mg //	"	"
20. チオベンカルブ	" 0.2mg //	"	"
21. ベンゼン	" 0.1mg //	"	"
22. セレン又はその化合物	" 0.1mg //	"	"

今回改正・強化されない項目

有害物質等の種類	許 容 限 度	有害物質等の種類	許 容 限 度
1. アルキル水銀化合物	検出されないこと	6. シアン化合物	検液1㍖につき1mg以下
2. 水銀又はその化合物	検液1㍖につき0.005mg以下	7. PCB	" 0.003mg //
3. カドミウム又はその化合物	" 0.1mg //	8. 鋼又はその化合物	" 3mg //
4. 有機りん化合物	" 1mg //	9. 亜鉛又はその化合物	" 5mg //
5. 六価クロム化合物	" 0.5mg //	10. ふっ化物	" 15mg //

水底土砂の海域への排出についての規制



二〇	水質汚濁防止令別表第一台二十一号（錯アンモニアレキ）製造業の用に供するものに限る。）、第二十二号口、第二十七号イ、ロ、ト、ス及びル、第二十八号イ、第三十一号イ、第三十二号、第三十三号イからハまで（鏈系樹脂製造業の用に供するものに限る。）、第四十六号イ、ロ及びニ、第五十三号、第六十一号口及びホ、第六十二号口、ホ及びハ、第六十三号口及びホ、第六十五号並びに第六十六号に掲げる施設、農業製造業の用に供する混合施設（銅又はその化合物を含有する物を混合するものに限る。）、銅又はその化合物を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設、食金屬製造業の用に供する青化法製造施設、製版業の用に供する研磨施設、水洗施設及び腐食施設並びにフェライト製造業の用に供する混合施設、酸化中和施設及び水洗施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設	リの処理施設
	銅又はその化合物	
二二		
	水質汚濁防止令別表第一台二十二号口、第二十四号（磷酸質肥料の製造業の用に供するもの、第二十二号イ、ロ、ニ、ス及びル、第二十八号口、第三十二号（亜鉛を含有する合成染料の青映像業の用に供するものに限る。）、第三十三号イ、ホ、リ及びヌ、第三十五号口及びハ、第四十六号イ、ロ及びニ、第四十七号口、ハ及びホ、第五十三号、第五十八号、第六十一号二及びホ、第六十二号口、ホ及びハ、第六十三号口及びホ、第六十五号並びに第六十六号に掲げる施設、医薬品製造業又は農業製造業の用に供する混合施設、（亜鉛又はその化合物を含有する物を混合するものに限る。）、亜鉛又はその化合物を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設、食金屬製造業の用に供する青化法製造施設、製版業の用に供する研磨施設、水洗施設及び腐食施設、フェライト製造業の用に供する混合施設、酸化中和施設及び水洗施設並びに一次電池製造業の用に供する溶解施設及び熱成施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設	
	亜鉛又はその化合物	

二三	
水質汚濁防止令別表第十九号ト及びチ、第二十三号の二、第三十一号ハ、第三十二号、第三十三号ホ、第三十七号イからハまで及びタ、第四十一号ロ、第四十六号イ、ロ及び二、第四十七号二、第五十号、第五十一号ホ、第六十五号、第六十六号、第六十七号並びに第七十一号の二イに掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（トリクロロエチレンの回収を行うものに限る。）、廃油の蒸留施設（トリクロロエチレンの回収を行うものに限る。）並びにトリクロロエチレンによる表面処理施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場	のに限る。）、第二十七号イ、ロ、ヌ及びル、第三十一号ハ、第三十二号イ、ホ、リ及びヌ、第三十七号イ、ロ及びハ、第五十三号、第五十八号、第六十一号ロ及びホ、第六十二号ロ、ホ及びハ、第六十五号並びに第六十六号に掲げる施設、農業製造業の用に供する混合施設（非化石物を含有する物を混合するものに限る。）、非化石物を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設並びに製版業の用に供する水洗施設及び腐食施設並びにこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設
トリクロロエチレン	
十四	
水質汚濁防止令別表第一第十九号ト及びチ、第二十三号の二、第三十二号ハ、第三十二号、第三十三号ホ、第三十四号イからニまで、第三十七号イからハまで及びタ、第四十二号ロ、第四十六号イ、ロ及び二、第四十七号二、第五十号、第六十六号、第六十七号並びに第七十二号の二イに掲げる施設、石油製品製造業の用に供する蒸留施設（テトラクロロエチレンの回収を行うものに限る。）、廃油の蒸留施設（テトラクロロエチレンの回収を行うものに限る。）並びにテトラクロロエチレンによる表面処理施設及びこれらの施設を有する工場若しくは事業場から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設	から排出される水又はこれらの施設を有する工場若しくは事業場において生じた汚泥、廃酸若しくは廃アルカリの処理施設
トリクロロエチレン	

実施したとき。 四 第九条の八第二項、第九条の九第四項又は第九条の十三の規定による命令に違反したとき。 五 不正の手段により指定を受けたとき。 (公示) 第九条の十六 海上保安庁長官に、指定、第九条の十二の規定による許可又は前条の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。 (審査請求) 第九条の十七 指定確認機関がした確認業務に係る処分又はその不作為については、海上保安庁長官に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。		
第三章 船舶からの廃棄物の排出の規制 （船舶からの廃棄物の排出の禁止） 第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、この限りでない。 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により	り廃棄物が排出された場合において引き続く廃棄物の井出を防止するための可能な一切の措置をとったときの当該廃棄物の排出 2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、適用しない。 一 当該船舶内にある船舶その他の者の日常生活に伴い生ずるふん尿若しくは汚水又はこれらに類する廃棄物（以下「ふん尿等」という。）の排出（総トン数又は搭載人員の規模が政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶からの政令で定めるふん尿等の排出にあつては、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてする排出に限る。） 二 当該船舶内にある船舶その他の者の日常生活に伴い生ずるくみ又はこれに類する廃棄物（政令で定める廃棄物を除く。）のであつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの 三 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭	
	和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項若しくは第三項又は第十二条第一項若しくは第十二条の二第二項の政令において海洋を投入処分する場所とすることができると定めた廃棄物その他政令で定める海洋において処分することがやむを得ない廃棄物の排出であつて、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に従つてするもの 五 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（以下「海洋投棄規制条約」という。）の締約国たる外国（以下単に「締役国」という。）において積み込まれた廃棄物の当該締約国の法令に従つてする排出（政令で定める本邦の周辺の海域（以下「本邦周辺海域」という。）においてするものを除く） 六 外国の内地又は領海における埋立てのための廃棄物の排出 3 前項第四号の規定により廃棄物を排出する場合において、その廃棄物がその排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払ふ必要があるものとして政令で定める廃棄物であるときは、当該廃棄物を船舶から排出しようとする者は、当該廃棄物の船舶への積み込み前（当該廃棄物が当該船舶内において生じたものであるときは、その排出前）に、その排出	

に関する計画が同号の基準に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、海上保安庁長官の確認を受けなければならない。 4 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理した場合において、その排出に関する計画が第二項第四号の基準に適合するものであることを確認したときは、申請者に排出確認済証を交付しなければならない。 5 排出確認済証の交付を受けた者は、当該廃棄物の排出に従事する船舶内に、排出確認済証を備え置かなければならない。 6 前三項に定めるもののほか、確認の申請書の様式、排出確認済証の様式その他確認に関し必要な事項は、運輸省令で定める。 〔注〕第二項「政令で定める」は令二条ノ八条・一〇条 第三項「政令で定める」は令九条 〔参考〕 次の改正規定は昭五八・五・二六法五八で公布（昭六・一法六九で追加）されたが、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書により千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約付属書Ⅳが日本国について効力を生ずる日から施行 第十條の次に次の一條を加える。 （ふん尿等による海洋の汚染の防止のための設備） 第十條の二 船舶所有者は、前条第二項第一	号の政令で定める総トン数又は搭載人員以上の船舶（一國の港と他の國の港との間の航海（以下「國際航海」という。）に従事させるものに限る。）に、ふん尿等排出防止設備（船舶内で生ずるふん尿等の船舶内における貯蔵又は処理のための設備をいう。以下同じ。）を設置しなければならない。 2 前項の規定によるふん尿等排出防止設備の設置に関する技術上の基準は、運輸省令で定める。 （廃棄物排出船の登録） 第十一條 船舶所有者は、船舶を前条第二項第三号又は第四号の規定によつてする廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶について海上保安庁長官の登録を受けなければならない。 〔参考〕 次の改正規定は昭五八・五・二六法五八で公布（昭六・一法六九で追加）されたが、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書により千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附屬書Ⅳで日本国について効力を生ずる日から施行 第十一條中「前条第二項第三号」を「第十條第二項第三号」に改める。 第十二條 前條の登録を申請しようとする船舶所有者は、次の事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。 一 当該船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所	び住所 二 当該船舶の船舶番号、船名、船質、総トン数及び航行区域 三 廃棄物の主な積込地 四 廃棄物の種類 五 当該船舶の廃棄物の積込み及び排出のための設備その他の運輸省令で定める船舶の設備及び構造の概要 六 その他運輸省令で定める事項 2 海上保安庁長官は、前項の申請書を受理したときは、当該船舶の設備及び構造が廃棄物の適正な排出を確保するための運輸省令で定める技術上の基準に適合しないときを除き、登録をしなければならない。 〔注〕 第一項「運輸省令で定める」は規則二二条の三の六 第二項「運輸省令で定める」は規則二二条の五 第十三條 海上保安庁長官は、第十一條の登録をしたときは、登録番号を指定して申請者に通知するとともに、登録済証を交付しなければならない。 2 登録を受けた船舶の船舶所有者は、当該船舶内に登録済証を備え置き、かつ、指定された登録番号を運輸省令で定める方法により船体の外側に見やすいように表示しなければならない。
---	---	--

(タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出基準) 第一條の七 法第四條第三項に規定するタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出(次項に規定する水バラストの排出を除く。)に係る同條第三項の油分の総量、油分の瞬間排出率、排出海域及び排出方法に關し政令で定める基準(以下この條において「排出基準」という。)は、次のとおりとする。 一 バラスト航海のための当該タンカーへの水バラストの積み込みの開始時から当該タンカーに積載された貨物油の取卸しの完了時までの間の航海において排出される油分の総量が、当該航海の直前の航海において積載されていた貨物油の総量の二万分の一以下であること。 二 油分の瞬間排出率が一海里当たり三十三リットル以下であること。 三 すべての国の領海の基線(領海及び接続水域に關する條約に規定する領海の幅を測定するための基線(別表第一の四に掲げる南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同條約に規定する領海の幅を測定するための基線))をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東經百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東經百五十三度十五分の点に至	る部分に係る基線は、南緯十一度東經百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東經百四十一度五十五分の点、南緯十度東經百四十二度の点、南緯九度十分東經百四十三度五十二分の点、南緯九度東經百四十四度三十分の点、南緯十三度東經百四十四度の点、南緯十五度東經百四十六度の点、南緯十八度東經百四十七度の点、南緯二十一度東經百五十三度の点及び南緯二十四度四十二分東經百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。以下同じ。)からその外側五十海里の線を超える海域(一般海域に限る。)において排出すること。 四 当該タンカーの航行中に排出すること。 五 海面より上の位置から排出すること。ただし、貨物油を含む水バラスト等(運輸省令で定めるものを除く。)であつて油水分離したものを、運輸省令で定めるところにより、当該水バラスト等の油水域界面を確認した上、ポンプを使用することなく排出する場合は、この方法に限定しない。 六 水バラスト等排出防止設備のうち運輸省令で定める装置を作動させながら排出すること。 2 法第四條第三項に規定するタンカーの運輸省令で定める程度以上に洗淨された貨物船からの貨物油を含む水バラストの排出に係る排	出基準は、海面より上の位置から排出することとする。ただし、運輸省令で定める方法により排出する場合は、この方法に限定しない。 (船舶からの有害液体物質の排出基準) 第一條の八 法第九條の二第三項の政令で定める事前処理の方法に關する基準は、別表第一の七の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の事前処理の方法に關する基準の欄に掲げるとおりとする。 2 法第九條の二第三項の政令で定める排出海域及び排出方法に關する基準は、別表第一の八の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の排出海域に關する基準の欄及び排出方法に關する基準の欄に掲げるとおりとする。 3 タンカーからの油類似有害液体物質(別表第一第三号イ又は第四号イに掲げる物質のうち油に類似するものとして総理府令、運輸省令で定める物質を含む水バラスト又は貨物艙の洗淨水をいう。)の排出であつて前條の規定による排出基準の例に従つてするものには、前二項の基準に適合するものとみなす。 (船舶からの排出のための事前処理につき確認を要する有害液体物質) 第一條の九 法第九條の二第四項の政令で定める有害液体物質は、別表第一の七第一号の有害液体物質の区分の欄に掲げる有害液体物質
---	--	---

とする。 (船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制) 第二條 法第十條第二項第一号の政令で定める搭載人員は、最大搭載人員(最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員)の百人とする。 第三條 法第十條第二項第一号の政令で定めるふん尿等は、ふん尿(運輸大臣が定める技術上の基準に適合するふん尿処理装置により処理されたものを除く。)とする。 第四條 法第十條第二項第一号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二のとおりとする。 第五條 第一項に定めるふん尿の別表第二下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、できる限り、海岸から離れて少量ずつ行い、かつ、当該ふん尿が速やかに海中において拡散するように必要な措置を講じて行うよう努めなければならない。 第六條 法第十條第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。 第七條 前条第三項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の同表中欄に掲げる排出方法	関する基準に従つてする船舶からの排出について準用する。 (埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準) 第五條 廃棄物(次項各号に掲げるものを除く。)を法第十條第二項第三号に規定する場所(以下「埋立場所等」という。)に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。 一 水底土砂(海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂(汚ていを含む。)をいう。以下同じ。)で廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。)別表第五の一〇の項から二二の項までの下欄に掲げる物質を含むもの(総理府令で定める基準に適合しないものに限る。以下「特定水底土砂」という。)及び水底土砂で環境庁長官が指定する水域から除去されたもののうち熱しやく減量二十パーセント以上の状態であるもの(以下「指定水底土砂」という。)以外の水底土砂、金属くすその他環境庁長官が指定する廃棄物をこれらの廃棄物以外の廃棄物が排出されていない埋立場所等に排出する場合においては、当該埋立場所等に廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を	除き、当該埋立場所等から廃棄物が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、特定水底土砂及び指定水圧土砂以外の水圧土砂を含まないものとする。 二 前号の規定により排出する場合以外の場合においては、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海洋に流出しないよう必要な措置が講じられている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。この場合において、海洋に流出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が総理府令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。 三 液状廃棄物又は液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物を排出する場合においては、水素イオン濃度指数五・〇以上九・〇以下の状態(液状廃棄物以外の水溶性の廃棄物にあつては、そのすべてを水素イオン濃度指数七・〇の水に飽和状態となるように溶解したとした場合における水素イオン濃度指数
--	--	--

の状態でする。」)にして排出すること。 四 油性廃棄物(ピッチその他の温度五十度において固休状であるもの及び廃ＰＣＢ等(廃棄物処理令第二条の四第五号イに規定する廃ＰＣＢ等をいう。以下同じ。))を除く。第三項の表第二号において同じ。)を排出する場合においては、熱しやく減量十五パーセント以下の状態にして排出すること。 五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)(第二条第二項に規定する廃棄物並びに同条第四項第二号に規定する廃棄物及び当該廃棄物を処分するために処理したもの(それぞれ熱しやく減量十五パーセント以下の状態であるものを除く。))を排出する場合においては廃棄物処理令第三条第三号ハ及びハへの規定の例により、廃棄物処理令第六条第一項第三号リに規定する廃棄物を排出する場合においては同号ハ、ニ及びリの規定の例により、廃棄物処理令第六条の四台一項第三号力に規定する廃棄物を排出する場合においては同号ル、ヲ及び力の規定の例により排出すること。 六 廃棄物処理令第六条の四第一項第三号イ(若しくは同号シに規定する汚泥又はそれらの汚泥を処分するために処理したもの(総理府令で定める基準に適合しないもの		
	に限る。))を排出する場合においては、総理府令で定める基準に適合する状態にして排出すること。 七 廃棄物処理令第一条第一号に規定する部品を含む廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機又は廃電子レンジを排出する場合においては当該部品を除去し、廃ＰＣＢ等及びＰＣＢ汚染物(廃棄物処理令第二条の四第五号ロに規定するＰＣＢ汚染物をいう。))を排出する場合においては廃棄物処理令第六条の四第一項第三号チ又はリの規定により処理した状態にして排出すること。 八 廃棄物処理令第一条第二号又は廃棄物処理令第二条の四第六号若しくは第七号に掲げる廃棄物を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号トに規定する基準に適合する状態にして排出すること。 九 感染性一般廃棄物(廃棄物処理令第一条第三号に規定する感染性一般廃棄物をいう。)(又は感染性産業廃棄物(廃棄物処理令第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。心下同じ。)) (廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものに限る。))を排出する場合においては、	廃棄物処理令第四条の二第三号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号チに規定する基準に適合する状態にして排出すること。 十 感染性産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものを除く。))を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の四第一項第二号ハの規定により処理し、当該処理により主じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ルに規定する基準に適合する状態にして排出すること。 十一 廃石綿等(廃棄物処理令第二条の四第五号ホに規定する廃石綿等をいう。))を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ヲに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、廃棄物処理令第六条の四第一項第二号ニの規定による処理を行わないで排出する場合には、同項第三号ヌの規定の例により排出すること。 十二 廃液又は廃アルカリで廃棄物処理令別表第五の一の項から八の項まで、二三の項及び一四の項の下欄に掲げる物質を含むもの(国内において生じた廃酸又は廃アルカリ

りにあつては、同表の一の項から八の項まで、二三の項及び一四の項の中欄に掲げる施設を有する上場又は事業場において生じた廃酸又は廃アルカリでそれぞれこれらの項の下欄に掲げる物質を含むものに限る。）、（総理府令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合においては、総理府令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十三 廃棄物を次項各号に掲げる廃棄物の埋立場所等として同項に規定する必要な措置が講じられてゐる埋立場所等に排出する場合においては、当該埋立場所等の護岸その他の施設に設けられてゐる余水吐きから同項各号に掲げる廃棄物及びその水質が総理府令で定める基準に適合しない海水が流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。

二 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海洋へ第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所、以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一

号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所、以下この項において同じ。）としや断されてゐる場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられてゐる余水吐きから流出する海水でその水質が総理府令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。

- 一 廃棄物処理令第十八条の四第一項第三号イ（一）、（ロ）及び（ハ）に掲げる廃棄物
- 二 廃棄物処理令第十八条の四第一項第三号イ（ニ）、（ホ）及び（ヘ）に掲げる廃棄物
- 三 廃棄物処理令第十八条の四第一項第三号ロに規定する廃棄物

四 廃棄物処理令別表第五の一の項、二の項及び八の項の下欄に掲げる物質を含む水底土砂（総理府令で定める基準に適合しないものに限る。）

五 廃棄物処理令別表第五の三の項から七の項までの下欄に掲げる物質を含む水底土砂

（総理府令で定める基準に適合しないものに限る。）

三 前項各号に掲げる廃棄物のうち次の表の上欄に掲げるものを埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、前項に定めるもののほか、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該埋立場所等に余水吐きが設けられていない場合には、同表第二号及び第三号の上欄に掲げる廃棄物についてはそれぞれ同表第一号下欄イ及び同表第三号下欄イに掲げる排出方法に関する基準は、適用しないものとする。

廃棄物	排出方法に関する基準
一 前項第二号に掲げる廃棄物（同項第一号及び第三号に掲げるものを除く）並びに同項第四号及び第五号に掲げる水底土砂	イ 水面又は水中に排出する場合以外の場合においては、当該廃棄物の一層の厚さは二メートル以下とし、かつ、一層ごとにその表面を当該廃棄物以外の土砂で五十センチメートル

四 しゆんせつ活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる水底土砂のうち、前条第二項第四号に掲げる水底土砂以外のもの（特定水底土砂及び同項第五号に掲げるものにあつては、運輸大臣が定めるところにより固型化したものに限る。） （海洋を投入処分する場所とすることができ廃棄物等の排出海域等に関する基準） 第七條 法第十條第二項第四号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第三上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中腹及び下腹に掲げるとおりとする。 2 前項の規定による排出海域又は排出方法に関する基準を異にする二以上の廃棄物が混入している場合においては、当該二以上のそれぞれ廃棄物につき、これに属する同項の規定による基準が適用されるものとする。 3 別表第三上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする排出は、その排出方法に関する基準が同表第二号下欄に規定する集中式排出方法、同号下欄イ及びロに掲げる案件に適合する排出方法、同号下欄イ及びハに掲げる案件に適合する排出方法又は同号下欄ハに掲げる案件に適合する排出方法であるときは第一号に定めるところにより、その排出方法に関する基準が同表第三号下欄に規定する拡散式排出方法又は同	号下欄ロに掲げる案件に適合する排出方法であるときは第二号に定めるところにより行うよう努めなければならない。 一 当該廃棄物ができる限り速やかに海底に沈降し、かつ、堆積するよう必要な措置を講ずること。 二 当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずること。 4 別表第三上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、水産動植物の生育に支障を及ぼすおそれがある場所を避けるよう努めなければならない。 （本邦周辺海域） 第八條 法第十條第二項第五号の政令で定める本邦の周辺の海域は、本邦の領海の基線から二百海里の線（その線が中間線（領海法（昭和五十二年法律第二十号）第一條第二項に規定する中間線をいう。）を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。）の内側の海域とする。（船舶からの排出につき確認を要する廃棄物） 第九條 法第十條第三項の政令で定める廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。 一 廃棄物地理令第三号第四号イ（ロ） 廃棄物	処理令第六條第一項第四号イ（ロ）及び（二）並びに廃棄物処理令第六條の四第一項第四号イ（二）に掲げる廃棄物 二 第六條第四号に掲げる水底土砂のうち特定水底土砂及び第五條第二項第五号に掲げるもの 三 最大径十二メートル以上の廃棄物（海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出海域等に関する基準） 第九條の二 法第十八條第二項第二号の排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。 2 別表第二の二上欄に掲げる廃棄物の同表下欄に掲げる排出方法に関する基準に従つてする海洋施設からの排出は、できる限り少量ずつ行うよう努めなければならない。（海洋施設から排出する油又は廃棄物の排出方法に関する基準） 第十條 油又は法第十條第二項第四号に定める廃棄物（第九條に規定する廃棄物を除く。）を海洋施設から排出する場合における法第十八條第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、次のとおりとする。 一 油にあつては、油分濃度が二万立方セン
--	--	--